

(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの一部改正)
第二十三条 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
一イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という)のいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という)及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十一年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第二百六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主任用資格者等」という)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という)に従事した期間

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十一年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第二百六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主任用資格者等」という)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という)に従事した期間

イ (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(傍線部分は改正部分)

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

二 (略)

二 (略)

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療

養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

二 (略)

二 (略)

(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行ふ者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)
第二十四条 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行ふ者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を除いた期間が三年以上である者、ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者並びにイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつハへの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

(1) (2) (略)

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条规定する乳児院(以下「乳児院」という。)

同法第四十一条に規定する児童養護施設(以下「児童養護施設」という。)、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設(以下「児童心理治療施設」という。)、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「児童自立支援施設」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)及び同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」といいう。)、同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4) (5) (6) (略)

者

(4) (5) (6) (略)

改 正 前

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を除いた期間が三年以上である者、ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者並びにイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつハへの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

(1) (2) (略)

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条规定する乳児院(以下「乳児院」という。)

同法第四十一条に規定する児童養護施設(以下「児童養護施設」という。)、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設(以下「児童心理治療施設」という。)、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「児童自立支援施設」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)及び同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」といいう。)、同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4) (5) (6) (略)

者

(4) (5) (6) (略)

口 (1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第二百六十九号)による廃止前の精神障害

者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行った者に対する指導を行った業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

(2) (5) (略)

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

二 (略)

ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

ヘ (略)

二一六 (略)

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の一部改正）
第二十五条 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十八号）

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行った者に対する指導を行った業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

(2) (5) (略)

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

二 (略)

ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

ヘ (略)

二一六 (略)

（一部を次の表のように改正する。）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

(1) (略)

(1) (略)

(2) 要介護高齢者

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的な指標			
計画	① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院での定期的な歯科検診実施率の増加	(略)	(略)
・普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識）			
・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）			
・要介護高齢者（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院入所者以外の者を含む。）の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施			
・その他			

(看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正)

第一十一条 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次の表のよろに改正する。

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的な指標			
計画	① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	(略)	(略)
・普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識）			
・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）			
・要介護高齢者（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設入所者以外の者を含む。）の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施			
・その他			

別表第一 一～三 (略)	改	正	後
四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」といいう）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院	改	正	前
五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)

別表第三

一～三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、

別表第三

一～三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、

介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

別表第四

一・三 (略)

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
(略)

（介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行なう事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。

第二十七条 介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行なう事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。

（厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

	改	正	後
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）			
第二十八条 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。			
（1）～（3） (略)			
二 (略)			

改 正 後

	改	正	前	(傍線部分は改正部分)
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）				
イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
（1）～（6） (略)				
二 (略)				

改 正 後

	改	正	後
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）			
三 訪問介護費における特定事業所加算の基準			
イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
（1）～（6） (略)			
二 (略)			

改 正 後

	改	正	後
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）			
三 訪問介護費における特定事業所加算の基準			
イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
（1）～（6） (略)			
二 (略)			

介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

別表第四

一・三 (略)

四 介護保険法に規定する介護老人保健施設
(略)

（介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行なう事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。

第二十七条 介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行なう事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。

（厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

	改	正	後
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）			
三 訪問介護費における特定事業所加算の基準			
イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
（1）～（6） (略)			
二 (略)			

改 正 後

	改	正	後
（厚生労働大臣が定める基準の一一部改正）			
三 訪問介護費における特定事業所加算の基準			
イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
（1）～（6） (略)			
二 (略)			

士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が百分の二十以上である」と。
四百二十九（略）

四百二十九（略）

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）
第十九条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が百分の二十以上である」と。
四百二十九（略）

四百二十九（略）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	
				前
一〇十三（略）				一〇十三（略）
十四 指定短期入所療養介護の施設基準				十四 指定短期入所療養介護の施設基準
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準				イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1)・(2)（略）				(1)・(2)（略）
(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準				(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(+)（略）				(+)（略）
(1) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上である」と。				(1) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上である」と。
(2)（略）				(2)（略）
(3)（略）				(3)（略）
(4)・(6)（略）				(4)・(6)（略）
口々ナ（略）				口々ナ（略）
十五〇八十六（略）				十五〇八十六（略）

（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部改正）
第二十条 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成二十七年厚生労働省告示第百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	
				前
第二サービス事業				第二サービス事業
1～5（略）				1～5（略）
6 単価				6 単価
サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価を踏まえた単価（以下「介護予防訪問介護等の単価を踏まえた単価」という。）を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。				サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価（以下「介護予防訪問介護等の単価」という。）を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。

また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を踏まえた単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。

7～9 (略)

また訪問型サービスAや通所型サービスAのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を下回る額を訪問型サービスA及び通所型サービスAそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。

7～9 (略)

附 則

- 2 1 りの告示は、平成30年4月1日からの適用する。
- 2 2 りの告示の適用の際現にあるりの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り締つて使用するものとする。